

令和3年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業  
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 大阪府 】
令和3年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>名称.....日本語指導担当指導主事連絡会、夜間中学設置市主管課長会</p> <p>実施主体...大阪府教育庁市町村教育室小中学校課進路支援グループ、学事グループ</p> <p>構成員.....大阪府教育庁市町村教育室小中学校課進路支援グループ、学事グループ指導主事        大阪府教育委員会日本語指導スーパーバイザー        市町村教育委員会日本語指導担当指導主事</p>
<p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1)運営協議会・連絡協議会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語指導担当指導主事連絡会(4/30、10/14の2回実施)</li> </ul> <p>(内容)日本語指導における国及び大阪府の現状と課題の共有。        小中学校における日本語指導推進事業についての説明・成果と課題の共有。        「特別の教育課程」による日本語指導についての交流及び協議。        巡回指導体制を含めた日本語指導体制づくりについての市町村の好事例の共有及び協議。</p> <p>(2)拠点校の設置等による指導体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語指導スーパーバイザー1名が府域(中核市除く)の小中学校に訪問支援を実施。</li> </ul> <p>(内容)受け入れ実績のない学校に日本語指導スーパーバイザーが訪問し、受け入れ体制の構築等助言とともに、府域の学校からの日本語指導に係る相談に対してオンラインで対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内各地区に外国人児童生徒支援員を各1名配置。(計7名)</li> </ul> <p>(内容)児童生徒の学校生活面及び学習面の支援及び年度途中の新規編転入等がある学校の支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府域6校の中学校夜間学級に日本語支援員各1名配置。</li> </ul> <p>(内容)個別の日本語指導。授業での日本語指導補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語指導加配教員を配置している小学校57校、中学校26校を拠点とし、320校に巡回指導を実施。</li> </ul> <p>(内容)すべての日本語指導が必要な児童生徒に対して十分な「特別の教育課程」による日本語指導が実施可能となるよう、教員の基礎定数配置により多数在籍校を中心に配置を進めた。また、少数散在校については、基礎定数及び加配教員が複数校を巡回指導することにより対応。</p> <p>(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語指導スーパーバイザーが、「特別の教育課程」による日本語指導が実施できていない児童生徒が在籍する学校に訪問し、当該児童生徒の日本語能力の見立てや、個別の指導計画の作成、日本語指導の方法等を指導助言。</li> <li>・日本語指導対応教員連絡協議会における日本語指導担当者による「特別の教育課程」による日本語指導について協議。</li> </ul> <p>(4)成果の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種連絡会等による好事例の普及。</li> </ul> <p>日本語指導担当指導主事連絡会、日本語指導対応教員連絡協議会、外国人児童生徒支援員配置市町担当指導主事連絡会、外国人児童生徒支援員連絡会、夜間中学設置市主管課長会、大阪府夜間中学連絡協議会及び学校訪問の実施により普及。</p>

(5) 学力保障・進路保障

- ・日本語指導スーパーバイザーが「特別の教育課程」による日本語指導ができていない児童生徒が在籍する学校や指導のノウハウが少ない学校に訪問。
- ・外国人児童生徒支援員が、日本語指導が必要な児童生徒等の学習面・生活面の支援及び相談対応等を実施。
- ・府域5市6校の全夜間中学に1名ずつ、計6名日本語指導支援員を配置。外国籍生徒に、教育課程外での個別の日本語指導を365回実施。
- ・多言語進路ガイダンスを実施。

(6) 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール

- ・日本語指導スーパーバイザーによる対象校への資料の提供。
- (内容) 当該幼児が入学してくる小学校における入学説明会や就学前検診等において、当該幼児及び保護者への支援となるよう、学校生活サポート情報(多言語版)や外国人児童生徒受け入れのための資料等を送付。

(7) ICTを活用した教育・支援

- ・日本語指導スーパーバイザーが、多言語翻訳システムを搭載したタブレットPCを活用し、訪問先の学校で対象児童生徒に支援を実施。
- ・日本語指導スーパーバイザーによるオンライン相談を実施。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・日本語指導スーパーバイザーの派遣(人数:1名、勤務形態:週に4日 1日7.25時間勤務)
- ・外国人児童生徒支援員の配置及び派遣(人数:7名、言語:中国語7名 スペイン語 英語 韓国・朝鮮語各1名、校種:小学校へ配置13名、中学校へ配置3名、勤務形態:年間155回 1日3時間勤務)
- ・日本語指導支援員の配置(人数:6名、言語:中国語1名、校種:中学校夜間学級に6名、勤務形態年間105回 1日3時間勤務)

(11) 共生社会における共に学び成長する授業の在り方に関する調査研究の実施

- ・府内6地区(豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉北・泉南各地区)にて各1回、研究授業を実施。
- (内容) 授業の様子をビデオ撮影し、その一部を第4回日本語指導対応教員連絡協議会で視聴し、協議を実施。(参加者94名)
- ・府内6地区(豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉北・泉南各地区)の日本語指導及び多文化共生の取組みについて、パワーポイントにまとめた資料を各地区の市町村を通して各学校の日本語指導担当者に送付。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 運営協議会・連絡協議会の実施

(成果)

- ・府域市町村が、日本語指導の目的や課題を把握し、各学校へ適切な指導を行った。
- ・「特別の教育課程」による日本語指導についての交流及び協議により、各市町村における「特別の教育課程」による日本語指導のノウハウを共有し、府内に広めることができ、府内41市町村の「特別の教育課程」の実施率が92.1%となった。(R2:91.8%)
- ・市町村における日本語指導体制づくりの好事例の共有及び協議により、各市町村の状況にあった日本語指導体制づくりが構築でき、日本語指導が必要な児童生徒が安心して学校に通うことができた。

(課題)

- ・各市町村において、日本語指導の目的や課題などを把握し、児童生徒の状況に合わせた「特別の教育課程」を実施することで、日本語指導が必要な児童生徒の日本語能力の向上や安心して学校に通うことにつながった。しかし、日本語指導が必要な児童生徒が各市町村でも少数散在化しており、加配教員が配置されていない学校において巡回体制等を組んでいるものの十分な日本語指導が受けられていない状況が分かった。
- ・今後、一人に一台整備された端末の活用により、少数散在している児童生徒に専門的な日本語指導をオンラインで行うことができるよう、支援を充実させていきたい。

(2) 拠点校の設置等による指導体制の構築

(成果)

- ・日本語指導スーパーバイザーが22市町村56校にのべ85回訪問。また、22件のオンラインによる相談に対応。
- ・外国人児童生徒支援員が22校に830回出勤、2739件の相談等に対応し、日本語指導が必要な児童生徒が安心して学校生活を送ることができた。
- ・日本語指導支援員がきめ細かな指導を行うことで、生徒は初歩的な日本語を身に付け、授業でのやりとりや各教科の授業内容の理解が深まった。
- ・巡回指導体制を構築することにより、320校の児童生徒が日本語指導加配教員による「特別の教育課程」による日本語指導を受けることができた。

(課題)

- ・府域には日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ経験のない学校もまだまだ多く、急な編転入に対して受け入れ体制や日本語指導体制が整っていない学校への支援が依然として課題である。オンライン日本語指導員、外国人児童生徒支援員や日本語指導支援員、日本語指導加配教員の配置体制を充実させ、府域のどの地域に編転入しても、適切な日本語指導を受けることができるようにしていきたい。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

(成果)

- ・令和元年度～令和3年度事業実施対象市町村における「特別の教育課程」による日本語指導実施率が87.0%から97.0%(政令市・中核市除く)に上昇(目標値95.0%)
- ・事業実施市町村において、「特別の教育課程」による日本語指導実施のための指導方法・教材等が共有され、ノウハウが蓄積された。
- ・オンライン相談体制の構築により、「特別の教育課程」による日本語指導の進め方等、日本語指導担当者の困り感や教材等のニーズに対して、即時的に対応することで、日本語指導が必要な児童生徒の学習面の個に応じた支援につながった。(オンライン相談対応件数 22件(2月末時点))

(課題)

- ・多数在籍の市町村・学校には、日本語指導が必要な児童生徒の急な編転入にも対応できる受け入れ体制の定着が見られるが、少数散在の市町村・学校には、依然としてノウハウの定着に課題がある。受け入れ経験のない学校も含めて、市町村との連携をより密にし、日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ体制やノウハウの定着を進めていきたい。

(4)成果の普及

(成果)

- ・ホームページに事例等を掲載することで、各市町村及び各学校が必要な情報をタイムリーに得ることができ、児童生徒の指導につなげることができた。
- ・市町村教育委員会の担当指導主事等、日本語指導対応教員、外国人児童生徒支援員、日本語指導支援員それぞれが各連絡会等で成果や好事例を共有することで、他市町村や他校の取組みの情報を得ることができ、指導の改善につながった。

(課題)

- ・府内各市町村に日本語指導が必要な児童生徒の編転入があった際、大阪府「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート」のホームページを紹介し、多言語による学校生活情報を児童生徒や保護者に伝えることができたが、少数言語の児童生徒や保護者への説明が難しかったため、少数言語への対応を今後考えていく必要がある。

(5)学力保障・進路保障

(成果)

- ・個別の指導計画が作成され、「特別の教育課程」による日本語指導が実施されることで、当該児童生徒が教室で授業を受けるための日本語能力が向上した。
- ・外国人児童生徒支援員が当該児童生徒に対して、授業の中で言語の壁等による学習のつまずきにきめ細かく対応することで、授業内容を理解できるようになった。

・夜間中学で日本語指導が必要な生徒が、授業を受けるための日本語能力を身につけることができた。

(課題)

・日本語指導スーパーバイザーにおいては、今年度 56 校(のべ 85 回) (R3年度末見込み)の学校に対して、日本語指導のノウハウを伝え、学校の受け入れ体制及び日本語指導の体制を整え、「特別の教育課程」の実施率が府内市町村(政令市、中核市除く)で 97.0%(R2:96.1%)となったが、日本語指導が必要な児童生徒が少数散在化しており、加配教員が配置されていない学校において巡回体制等を組んでいるものの十分な日本語指導が受けられていない状況が分かった。

・今後、一人一台整備された端末の活用により、少数散在している児童生徒に専門的な日本語指導をオンラインで行うことができるよう、支援を充実させていきたい。

・夜間中学では、生徒の国籍や日本語習得状況が様々でニーズも多岐にわたるため、一人ひとりに応じた個別指導が継続して必要。

#### (6) 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール

(成果)

・文化の違い等からくる学校生活面での悩み等の相談対応により、当該幼児及び保護者が小学校入学に向けて安心して準備ができた。

・当該幼児の受け入れについて、幼小の連携を促し、きめ細かな支援につなげることができた。

(課題)

・コロナ禍によって、外国人幼児児童生徒及び保護者は必要な情報を得ることについて、困難な状況にあることが浮き彫りになった。当該保護者及び幼児が日本の学校生活様式を理解し、安心して入学できるよう、府ホームページに掲載している「学校生活サポート情報(多言語版)」を活用しやすいよう改善していくとともに、周知に努めたい。

#### (7) ICTを活用した教育・支援

(成果)

・多言語翻訳システムの活用方法を市町村教育委員会や日本語指導対応教員と共有することによって、これまで通訳者がみつからない、通訳者の予算がとれないなどの課題解決への方策を提案できた。

・日本語指導対応教員及び外国人児童生徒支援員、日本語指導支援員の日常的な疑問や困り感について即時対応ができ、日本語指導に係るノウハウが定着した。

(課題)

・日本語指導スーパーバイザーによる府域全体の学校等からのオンライン相談によって日本語指導対応教員及び外国人児童生徒支援員の日常的な疑問や困り感について即時対応し、日本語指導に係るノウハウを定着させ、当該児童生徒の支援を行うことができたが、日本語指導が必要な児童生徒が少数散在しているすべての学校に支援を行うには至っていない。府域には、日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ経験のない学校もまだまだ多く、急な編転入に対して受け入れ体制や日本語指導体制が整っていない学校への支援が依然として課題である。一人一台の端末が整った今、誰一人取り残すことなく専門的な日本語指導の授業を行っていきたいと考える。

#### (10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

(成果)

・市町村及び各学校が、日本語が話せない児童生徒及び保護者への対応方法を知り、スムーズな受け入れと初期指導を行うことができた。

・児童生徒の各教科等の授業内容の理解が深まり、安心して学びに向かうことができた。

・府内各市町村における「特別の教育課程」実施率 92.1%まで向上した。(R2:91.8%)

(課題)

・外国人児童生徒支援員連絡会を通して、母語を活用してどのような支援を実施しているか等について情報共有することで、より効果的な支援の充実につなげたい。

・夜間中学では、通う生徒の約8割が外国籍であり、母語も様々に異なる。また、毎年新たに多くの入学

生を迎えることから、一人ひとりに応じた日本語指導が継続して必要。

(11) 共生社会における共に学び成長する授業の在り方に関する調査研究の実施

(成果)

- ・児童生徒の様子やまわりの児童生徒の関わり、教職員の指導方法を実際に見て協議することで、自らの指導方法をふり返ることができ、日本語指導力の向上につながった。
- ・府内6地区に分けて研究授業を実施することで、より多くの日本語指導対応教員が参加した。  
(豊能地区:11名、三島地区:20名、北河内地区:25名、中河内地区:28名、南河内地区:14名、泉北泉南地区:25名 計123名参加)
- ・日本語指導スーパーバイザーが各学校で得られた情報を研究協議の際に情報提供したり、専門的な指導を行ったりすることで、各学校でのよりよい授業づくりに生かすことができた。
- ・近隣地区または近隣市町村の日本語指導対応教員のネットワークづくりにつながった。
- ・日本人と外国籍の児童生徒がともに学ぶ授業づくりの事例研究を行い、共有することで府内の多文化共生教育の深化につながった。

(課題)

- ・近隣地区または近隣市町村の日本語指導対応教員の連絡協議会を行うことで、児童生徒との関わり方や、指導方法について協議することができたが、オンラインでの開催だったため、教職員の交流が難しかった。今後は、急な開催方法の変更においても各学校でのよりよい授業づくりに生かせることができるよう工夫して取り組んでいきたい。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
本事業で対応した幼児・児童生徒数	人 (園)	153人 (58校)	41人 (19校)	6人 (1校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		151人 (58校)	40人 (19校)	6人 (1校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・次年度、外国人児童生徒支援員、日本語指導支援員を継続配置し、引き続き「誰一人も取り残さない」支援体制を構築していく。
- ・夜間中学設置市主管課長会や夜間中学訪問、夜間中学連絡協議会を実施し、各夜間中学の取組みの共有を継続する。
- ・日本語指導が必要な児童生徒が各市町村でも少数散在化しており、加配教員が配置されていない学校において巡回体制等を組んでいるものの十分な日本語指導が受けられていない状況があり、今後、一人に一台整備された端末の活用により、少数散在している児童生徒に専門的な日本語指導をオンラインで行うことができるよう、支援を充実させていく。